

盛岡市森林公园条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市森林公园条例</p> <p style="text-align: center;">平成3年3月22日条例第9号</p> <p>改正 略</p> <p style="text-align: center;"><u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市森林公园条例</p> <p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 森林公園の使用料は、無料とする。ただし、次の各号に掲げる施設又は附属設備を使用する者から当該各号に定める使用料を徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) テニスコート 1面につき1時間までごとに<u>300円</u></li> <li>(2) 多目的グラウンド 1面につき1時間までごとに<u>300円</u></li> <li>(3) キャビン           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 1夜（午後2時から翌日の午前10時までをいう。次号及び第6号において同じ。）1棟につき<u>3,000円</u></li> <li>イ 1日（午前9時30分から午後4時までをいう。第5号において同じ。）1棟につき<u>1,500円</u></li> </ul> </li> <li>(4) バンガロー 1夜1棟につき<u>2万2,500円</u></li> <li>(5) オートキャンプ用サイト           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 1夜（午後1時から翌日の午前11時までをいう。）1区画につき<u>2,700円</u></li> <li>イ 1日1区画につき <u>1,500円</u></li> </ul> </li> <li>(6) 林間キャンプ場           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 5人用テント 1夜1張につき <u>450円</u></li> <li>イ 8人用テント 1夜1張につき <u>750円</u></li> </ul> </li> </ul> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第10条から第21条まで 略</p>	<p>○盛岡市森林公园条例</p> <p style="text-align: center;">平成3年3月22日条例第9号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市森林公园条例</p> <p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 森林公園の使用料は、無料とする。ただし、次の各号に掲げる施設又は附属設備を使用する者から当該各号に定める使用料を徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) テニスコート 1面につき1時間までごとに<u>200円</u></li> <li>(2) 多目的グラウンド 1面につき1時間までごとに<u>200円</u></li> <li>(3) キャビン           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 1夜（午後2時から翌日の午前10時までをいう。次号及び第6号において同じ。）1棟につき<u>2,000円</u></li> <li>イ 1日（午前9時30分から午後4時までをいう。第5号において同じ。）1棟につき<u>1,000円</u></li> </ul> </li> <li>(4) バンガロー 1夜1棟につき<u>1万5,000円</u></li> <li>(5) オートキャンプ用サイト           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 1夜（午後1時から翌日の午前11時までをいう。）1区画につき <u>1,800円</u></li> <li>イ 1日1区画につき <u>1,000円</u></li> </ul> </li> <li>(6) 林間キャンプ場           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 5人用テント 1夜1張につき <u>300円</u></li> <li>イ 8人用テント 1夜1張につき <u>500円</u></li> </ul> </li> </ul> <p>2 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第10条から第21条まで 略</p>

改正後	改正前
<p>附 則 略</p> <p><u>附 則 (令和7年条例第  号)</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 略</p>	<p>附 則 略</p> <p>別表 略</p>